

非上場株式等の評価

1. 取引相場のない株式の評価区分と相続税評価額の分類

株主の 態 樣	会社区分			評価方式	
支配株主 (同族株主等)	一般の評価会社	大会社		類似業種比準方式	
		中会社	大	類似業種比準価額 × 0.90 + 純資産価額 (注1) × 0.10	
			中	類似業種比準価額 × 0.75 + 純資産価額 (注1) × 0.25	
			小	類似業種比準価額 × 0.60 + 純資産価額 (注1) × 0.40	
		小会社		類似業種比準価額 × 0.50 + 純資産価額 (注1) × 0.50	
	特定の評価会社	比準要素数 1 の会社 (注2)		類似業種比準価額 × 0.25 + 純資産価額 (注1) × 0.75	
		株式保有特定会社 (注3)		S 1 + S 2 方式 (注7)	
		土地保有特定会社 (注4)		純資産価額方式 (注1)	
		開業後 3 年未満の会社			
		比準要素数 0 の会社 (注5)			
少 數 株 主	開業前・休業中の会社			清算分配見込額の複利現価方式	
	一般の評価会社			配当還元方式	
	評 価 特 定 会 社 の	その他の特定会社		(特例的評価方式)	
		開業前・休業中の会社 (注6)		純資産価額方式	
		清算中の会社		清算分配見込額の複利現価方式	

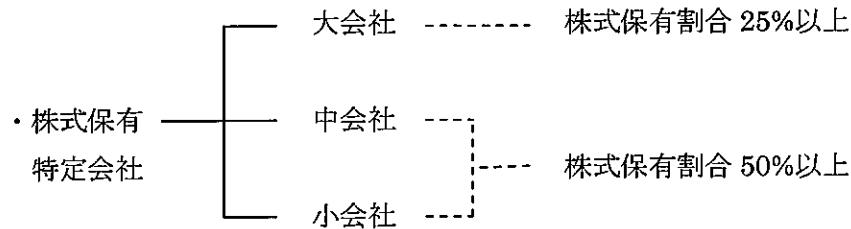
(注1) 議決権割合 50%以下の同族株主グループに属する株主については、その 80% で評価する。ただし、開業前・休業中の会社には適用しない。

(注2) 直前期を基準として 1 株当たり配当・利益・簿価純資産のうち、いずれか 2 つが 0 で、かつ、直前々期を基準として 1 株当たり配当・利益・簿価純資産 のうちいずれか 2 つ以上が 0 の会社をいう。

(注3) 株式保有特定会社

株式等の価額の合計額

$$\cdot \text{株式保有割合} = \frac{\text{評価会社の有する各資産の価額の合計額}}{\text{株式等の価額の合計額}}$$



(注)・「株式等」とは、株式及び出資をいう。

・上記算式中、分子、分母共に相続税評価額

(注4) 土地保有特定会社

<土地保有特定会社>

土地等の価額の合計額

$$\cdot \text{土地保有割合} = \frac{\text{評価会社の有する各資産の価額の合計額}}{\text{土地等の価額の合計額}}$$

(注)・「土地等」とは土地及び土地の上に存する権利をいう。

会社区分	総資産価額基準	土地保有割合
大会社	卸売業……………20億円以上 小売・サービス業……10億円以上 その他の業種………10億円以上	70%以上 ↓ 土地保有特定会社
小会社	大会社の総資産価額基準に該当する小会社	適用なし (一般の評価会社)
	中会社の総資産価額基準に達しない小会社	
中会社	中会社の総資産価額基準に該当する小会社	90%以上 ↓ 土地保有特定会社
	卸売業……………7,000万円以上 20億円未満 小売・サービス業…4,000万円以上 10億円未満 その他の業種………5,000万円以上 10億円未満	

(注5) 直前期を基準として1株当たり配当・利益・簿価純資産の3要素が0の会社をいう。

(注6) 開業前の会社・休業中の会社

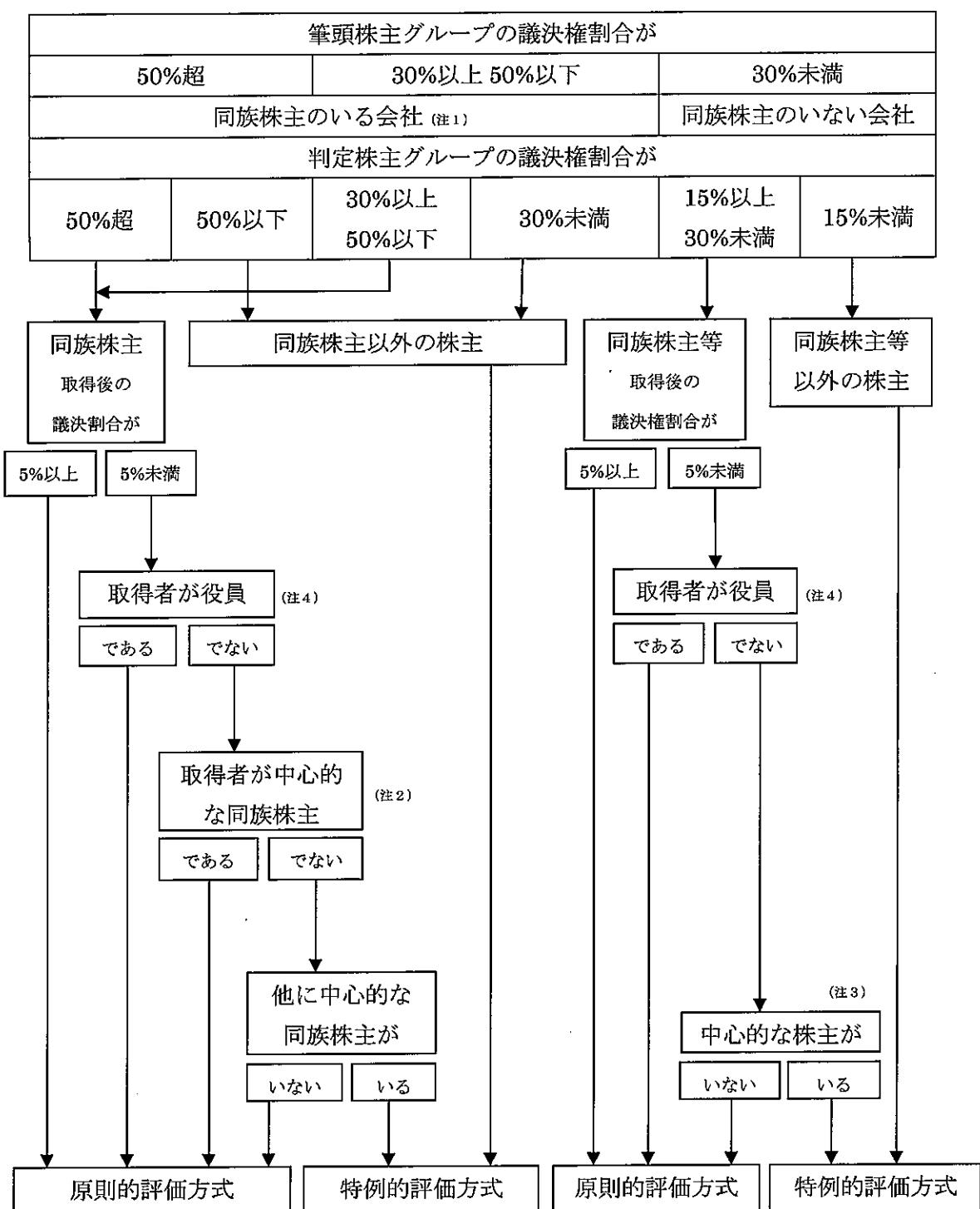
開業前の会社…その会社が目的とする事業活動を開始する前の場合。

休業中の会社…課税時期において相当長期間にわたって休業中である会社。

(注7) S1+S2方式

区分	評価方法	
同族株主が取得した場合	原 則 特 例 (純資產価額方式に代えて選択可)	純資產価額方式 「S1+S2」方式 ※ S1=株式保有特定会社が所有する株式等とその株式等に係る受取配当収入がなかったとした場合のその株式保有特定会社の株式を、会社の規模に応じた原則的評価方式によって評価した額。ただし、評価会社の株式が「比準要素数1の会社の株式」にも該当する場合は、比準要素数1の会社の株式の評価方法に準じて評価した額。 ※ S2=株式保有特定会社が保有する株式等のみを評価会社の資産としてとらえ、1株当たりの純資產価額(相続税評価額による金額)によって評価した額。
同族株主以外の株主等が取得した場合	配当還元方式 (この金額が上記「同族株主が取得した場合」の評価額を超える場合は、当該評価額とする。)	

2. 株主による評価方式の判定・区分



(注1) 同族株主とは、評価会社の議決権の数を合計で30%以上所有する次の1～3のグループ（50%超所有するグループがいる場合は、そのグループのみ）をいう。

1. 株主等
2. 株主等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）等
3. 株主等およびその同族関係者が議決権の数を50%超所有する会社

(注2) 中心的な同族株主とは、評価会社の議決権の数を合計25%以上所有する次の1～3のグループをいう。

1. 株主等
2. 株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、1親等の姻族（甥、姪は対象外）
3. 1および2の者が議決権の数を25%以上所有する会社

(注3) 中心的な株主とは、同族株主のいない会社で、評価会社の議決権の数を合計15%以上所有する次の1～3のグループのうち、単独で10%以上所有している株主をいう。

1. 株主等
2. 株主等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）等
3. 株主等およびその同族関係者が議決権の数を50%超所有する会社

(注4) 役員とは、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、監査役等をいい、平取締役、使用人兼務役員は除く。

3. 「取引相場のない株式の評価明細書」に基づく評価手順表

